

株式会社 ヒューマンサービス山梨 運営規定 (指定訪問入浴介護・指定介護予防訪問入浴介護)

(事業の目的)

第1条 株式会社ヒューマンサービス山梨が開設する指定訪問入浴介護事業所(以下「訪問入浴介護事業所」という)が行う指定訪問入浴事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師、准看護師又は入浴介護従業者(以下「訪問入浴介護従業者」という)が、利用者(要介護状態にある高齢者、障害者)に対し、適正な指定訪問入浴介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問入浴介護従業者等は、要介護者等が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るための援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保険、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 株式会社 ヒューマンサービス山梨

(2) 所在地 南巨摩郡富士川町長沢687番地2

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1 名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定訪問入浴介護の提供に当たるものとする。

(2) 訪問入浴介護従業者

看護職員 3名以上

必要なサービスを適切に提供するため、血圧、脈拍測定等の実施により各利用者の心身の状況の確認を行う。

介護職員(オペレーターを含む) 6名以上

看護職員との連携により、指定訪問入浴介護サービスの提供に当たる。

(3) 事務職従業者 1 名 (非常勤従業者)

指定訪問入浴に必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
(土曜日については利用者がある場合、一部稼働)
(月曜日から金曜日が祝日にあたる場合は営業)
(12月30日から1月3日までは除く)
- (2) 営業時間 午前8時00分から午後5時00分までとする。
(24時間常時連絡がとれる体制とする。)

(指定訪問入浴介護の内容、及び利用料等)

第6条 訪問入浴介護の内容、及び利用料、その他の費用の額は、次のとおりとする。

- (1) 指定訪問入浴介護に当たっては、看護師が利用者の血圧、体温等から入浴の可否を判断し、入浴による事故を未然に防止する。
 - (2) 指定訪問入浴介護に当たっては、利用者方の信頼を得られるよう重要な項目について説明を行う。
 - (3) 提供する指定訪問入浴介護の内容を検討し、常に改善を図るものとする。
- 2 指定訪問入浴介護についてサービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供する。
- 3 指定訪問入浴介護についての利用料等の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割、又は3割とする。

(1) 訪問入浴介護費

厚生労働大臣の定める、「訪問入浴介護費」のとおり。

(2) その他加算

①介護職員等処遇改善加算(Ⅱロ)(R8.6.1～)

国の施策により、介護職員の賃金改善の水準を維持し、介護人材確保のための取り組みをより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図り、介護職員等の処遇改善を進めるために、処遇改善加算が、所定介護費に12.7%の加算があります。

※小数点以下は四捨五入

②サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(R8.4.1～)

③初回加算(R3.4.1～)

- 4 入浴に関しては、利用者の希望する日時に行えるよう努める。

(緊急時における対応方法)

第7条 訪問入浴介護従業者は訪問入浴実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第8条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、すみやかに市町村、利用者の家族及び利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとします。

2 利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、居宅サービス事業者・居宅介護支援事業者賠償責任保険により、賠償責任を速やかに行います。

(衛生管理等)

第9条 事業所は、利用者の使用する設備又は必要物品について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）

をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における、感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待の防止)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

(1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

(2) 事業所において、従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。

(身体拘束の禁止)

第11条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない状況を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 身体拘束等の正当化の為の指針を整備する。

(2) 従業員に対し、身体拘束等の適正化の為の研修を定期的に実施する。

(業務継続計画の策定等について)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問入浴介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

(1) 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

(2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(通常の事業の実施地域)

第13条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

山梨県 国中（郡内方面を除く）地域とする。

国中地域とは

甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市

甲斐市、甲州市、山梨市、笛吹市、中央市

南巨摩郡全域、西八代郡市川三郷町、中巨摩郡昭和町

(サービス利用に当たっての留意事項)

第14条 利用者は次の事項に留意しなければならない。

(1) 食事直後の入浴は避けるようにする。

(2) 体調など必要な事柄については、従業員にできるかぎり正確に伝えるよう努める。

(3) 利用時間を変更される場合または中止の場合は、前日または速やかにご連絡下さい。

(サービス提供に当たっての留意事項)

第15条 事業者は利用者に訪問入浴介護の提供を行う際、次の事項に留意しなければならない。

(1) 利用者が指定訪問入浴介護の提供を受ける際に、サービスの提供方法に対しての理解力はどうか、入浴が可能かどうか、可能な場合における食事の摂取はどうか等、利用者とその家族との連携に留意する。

(2) 指定訪問入浴介護の提供にあたって、備品等の使用が安全清潔になされているか、又衛生面はどうか等の点を含め、平素の管理を徹底し利用者が安心してサービスが受けられるように努める。

(苦情の受付・処理)

第16条 指定訪問入浴介護の提供にあたって、利用者及びその家族からの苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない

また、市町村又は国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合において、市町村又は国民健康保険団体連合会から求めがあった時は、改善の内容を市町村又は国民健康保険団体連合会に報告する。

(守秘義務)

第17条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

(安全管理体制)

第18条 事業所の安全管理体制については、優先課題として取組み、その体制については、管理者を責任者とする。

管理者不在の場合は、看護職員をしてあたる。

2 定期的に介護員等の安全教育を実施し、介護員また利用者の安全についての意識向上を図る。

(研 修)

第19条 訪問入浴介護事業所は、管理者及び訪問入浴介護従業者等の質的向上を図るため、次のとおり研修を実施する。

① 採用時研修 採用後1ヵ月以内

② 継続研修 年2回程

(その他)

第20条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は株式会社ヒューマンサービス山梨と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

・平成13年10月15日

第4条(職員の職種、員数及び職務内容、管理者、員数) 改訂

・平成15年4月1日

第6条2項(サービス内容等の記録)

第7条1項(事故発生時の処置及び報告)

第11条(苦情の受付及び報告) 改訂

- ・平成16年4月1日

第4条（職員の職種、員数及び職務内容、管理者、員数） 改訂

- ・平成16年3月15日

第8条（通常の事業の実施地域） 改訂

- ・平成18年11月1日

第6条の3（指定訪問入浴介護の内容及び利用料）利用料の明確化

第7条（緊急時の対応方法）第8条（事故発生時の対応） 追加

第10条（サービス利用に当たっての留意事項）3 追加

第14条（安全管理体制） 追加

- ・平成24年2月16日

第5条（営業日及び営業時間） 改訂

- ・平成24年4月1日

第6条（指定訪問入浴介護の内容及び利用料） 改訂

- ・平成26年4月1日

第6条（指定訪問入浴介護の内容及び利用料） 改訂

- ・平成27年8月1日

第6条（指定訪問入浴介護の内容及び利用料） 改訂

- ・平成29年4月1日

第6条（指定訪問入浴介護の内容及び利用料） 改訂

- ・令和2年2月1日

第6条（指定訪問入浴介護の内容及び利用料） 改訂

- ・令和3年4月1日

第6条（訪問入浴介護の内容、及び利用料、その他の費用の額） 改訂

- ・令和4年2月1日 一部改定

第6条（訪問入浴介護の内容、及び利用料、その他の費用の額） 改訂

- ・令和4年10月1日 一部改定

第6条（訪問入浴介護の内容、及び利用料、その他の費用の額） 改訂

- ・令和6年4月1日

第9条（衛生管理等）第12条（業務継続計画の策定等について） 追加

- ・令和6年6月1日

第6条（その他の加算、介護職員等処遇改善加算）改訂

- ・令和8年4月1日

第6条（サービス提供強化加算、事務職従業者勤務形態）改訂

- ・令和8年6月1日

第6条（その他の加算、介護職員等処遇改善加算Ⅱロ）改訂